

## 東京における都市計画道路の整備方針（案）について

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。

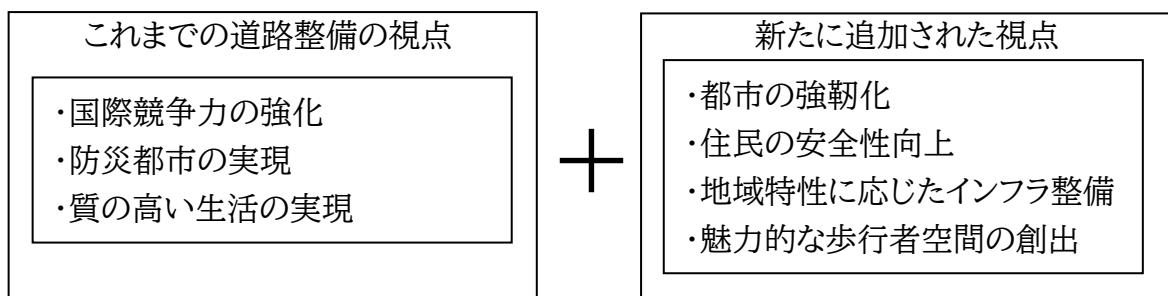
現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」は令和7年度までの計画となっており、新たな整備方針の策定に向け、令和7年7月には中間のまとめを公表し、寄せられた意見を参考に検討を進めてきたところである。

このたび、「東京における都市計画道路の整備方針（案）」として取りまとめられたので報告する。

### 1 整備方針（案）の主な内容

#### （1）第四次事業化計画からの主な変更点

##### ①道路整備の新たな視点の追加



##### ②計画期間の変更

これまでの計画期間10年間を15年間（令和8年度から令和22年度）に変更し、計画期間内の中間年次において必要な検証を実施。

##### ③道路空間の再編（リーディング路線の選定）

回遊性や滞在快適性の向上などの多様化するニーズ、次世代モビリティの社会実装といった技術革新などに応じて、道路空間の再配分や幅員構成の見直しを行うことで、地域にゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す路線を新たに選定。

#### （2）都市計画道路の必要性の検証

##### ①廃止候補路線

必要性が確認されなかった10路線（区間）約3kmを抽出（中野区内該当なし）。

##### ②計画内容再検討路線

計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する20路線（区間）約29kmを抽出（中野区内該当なし）。

### ③新たな都市計画道路の検討

広域的な都市間の連携強化や道路網の拡充によるアクセス強化を実現するための6路線を位置づけ（中野区内該当なし）。

#### （3）優先整備路線の選定（第五次事業化計画）

整備に未着手の都市計画道路を対象に、整備効果、重要性及び緊急性を考慮し、広域的な視点と地域的な視点から優先的に整備すべき「優先整備路線」（全227区間 157km）を選定し、計画期間内（15年間）に優先的に事業に着手していく。

中野区内においては、都施行3路線、区施行2路線、その他施行1路線の合計6路線を選定。

#### （4）概成道路の検証

現況幅員が一定の幅員を満たす路線のうち、沿道利用の実態に応じて概成道路の計画を変更（現道合わせ）とする候補4路線（区間）約3kmを抽出（中野区内該当なし）。

#### （5）道路空間の再編

地域にゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す22路線（区間）約10kmをリーディング路線として抽出（中野区内該当なし）。

## 2 中野区内の優先整備路線について

第四次事業化計画に位置付けられた中野区内の14路線（区間）のうち7路線が事業着手され、現在事業が進められている。

また、第四次事業化計画で未着手となっている7路線（区間）のうち5路線及び新規に1路線を第五次事業化計画に位置付ける。

なお、第四次事業化計画にて見直し候補路線として位置づけられた補助215号線（補助76～補助229間）については、今後、都市計画の廃止手続きを進める。

## 3 整備方針（案）への意見募集

### （1）整備方針（案）の公表

東京都、特別区及び26市2町のホームページ、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）並びに各区市町の窓口で公表している。中野区では、区役所9階窓口、なかの区報及び中野区ホームページにて案内している。

### （2）意見募集期間

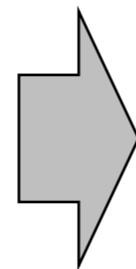
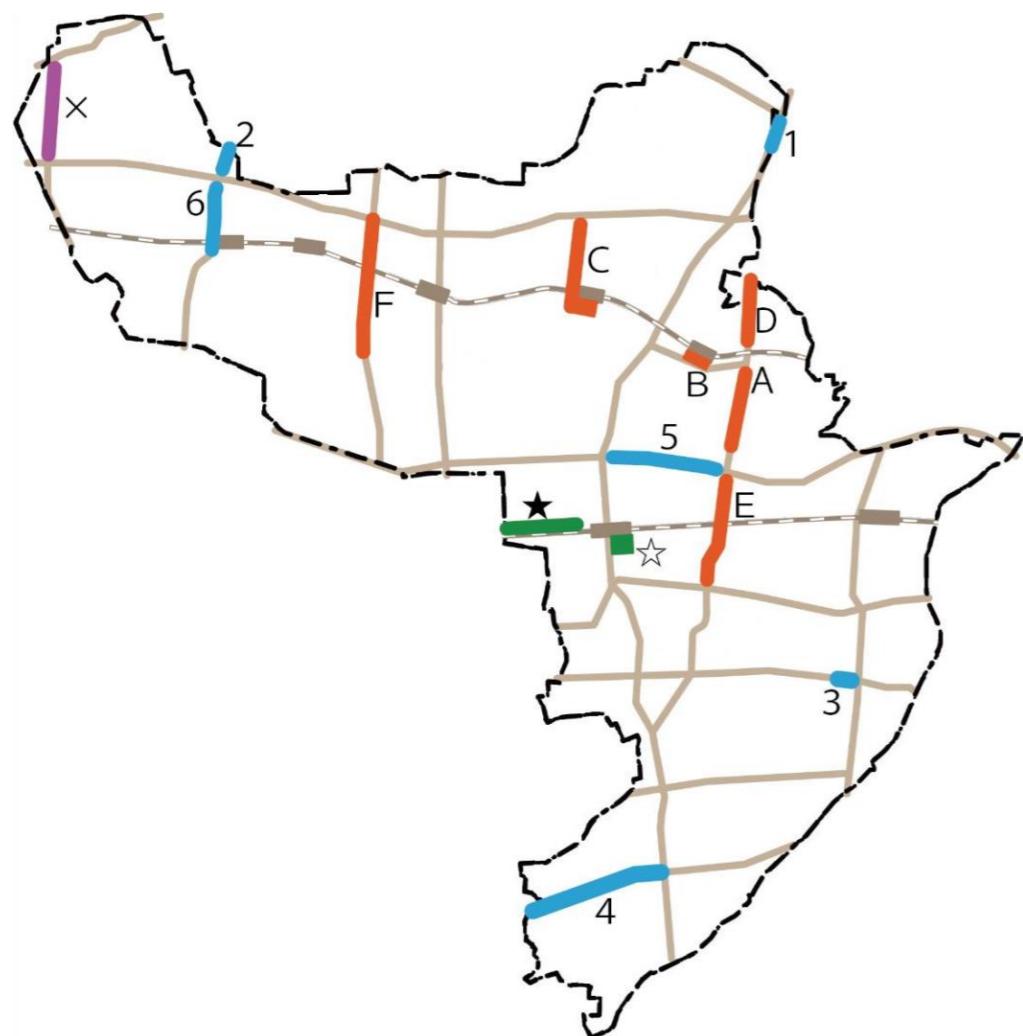
期　日：令和8年1月30日（金曜日）まで

提出先：東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

## 4 今後の予定

令和7年度中 「東京における都市計画道路の整備方針」策定

区内優先整備路線箇所図(第四次事業化計画)  
(平成28年度～令和7年度)



区内優先整備路線箇所図(第五次事業化計画(案))  
(令和8年度～令和22年度)



※事業未着手だが、第五次事業化計画では優先整備路線に位置付けない路線(4、D)

都施行	事業着手	1 補助26号線(中野通り) 2 補助133号線(中杉通り)
	未着手	3 放射6号線(青梅街道) 4 補助62号線(方南通り) 5 補助74号線(早稲田通り) 6 補助133号線(中杉通り)
区施行	事業着手	A 補助220号線(大日橋通り) B 区画街路3号線(五中つづじ通り) C 区画街路4号線(沼袋バス通り)
	未着手	D 補助220号線 E 補助220号線(もみじ山通り) F 補助227号線(大和町中央通り)
その他施行	事業着手	★ 補助221号線【市街地再開発事業】 ☆ 区画街路5号線【土地区画整理事業】
	見直し候補	× 補助215号線(廃止予定)

都施行	継続	3 放射6号線(青梅街道) 5 補助74号線(早稲田通り) 6 補助133号線(中杉通り)
	区施行	E 補助220号線(もみじ山通り) F 補助227号線(大和町中央通り)
その他施行	新規	◆ 補助223号線【市街地再開発事業】

# 東京における都市計画道路の整備方針 (案)

## [概要版]

### The Development Policy of City Planned Roads in Tokyo

令和7年12月  
東京都・特別区・26市2町

#### 皆様の御意見・御提案をお寄せください。

・お寄せいただいた御意見・御提案は、整備方針策定のための参考とさせていただきます。頂いた御意見及びこれに対する考え方については、ホームページで公表いたします。御意見等の原文は公表いたしません。また、個人を特定した誹謗・中傷であると判断される御意見等については公表いたしません。様式は自由です。可能な限り、年齢、お住まいについてお知らせください。個人情報は記載しないよう御留意ください。

・締切りは、**令和8年1月30日（金曜日）**です。（郵送は当日消印有効）

・御意見等は、窓口、郵送、FAX、メール及びフォームメールにてお受けいたします。

●窓口・郵送 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

●FAX 03-5388-1354

●メール [S0000179@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000179@section.metro.tokyo.jp)

●フォームメールは、右記QRコードからアクセスしてください。



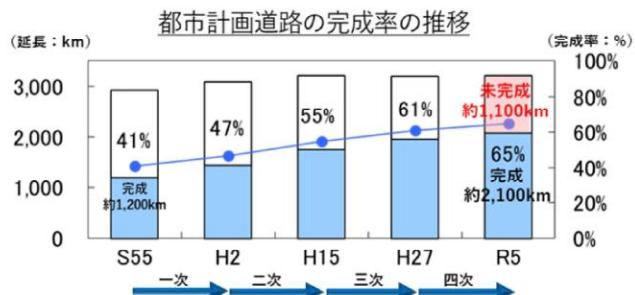
・詳しくは、下記URL又は右記QRコードから東京都HPを御覧ください。▲フォームメール ▲東京都HP

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu\\_butsuryu/doromou/keikaku\\_doro/seibihoushin\\_ann](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/doromou/keikaku_doro/seibihoushin_ann)

# 道路整備の基本理念・基本目標

## 都市計画道路の整備状況

都市計画道路の計画的かつ効率的な整備の推進により、東京の都市計画道路は約半世紀で約900kmが整備され、令和5年度末時点で都市計画道路延長約3,200kmのうち約65%の約2,100kmが完成しています。



## 社会情勢の変化

今後の道路整備を検討する上では、激化する国際競争、気候危機の深刻化、人口減少と少子高齢化、道路に求められるニーズの多様化など東京を取り巻く社会情勢の変化を考慮する必要があります。

激化する国際競争

気候危機の深刻化

首都直下地震等の脅威

人口減少と少子高齢化

物流需要の増加

道路に求められる  
ニーズの多様化

技術革新の進展

## 今後の道路整備の視点

これまで考慮してきた視点に加え、「都市の強靭化」などの強化する視点と「魅力的な歩行者空間の創出」などの新たな視点が求められます。

### これまでの道路整備の視点

#### 国際競争力の強化

- 道路交通の円滑化
- 円滑な物流の確保
- 拠点間の連携強化 など

#### 防災都市の実現

- 緊急輸送網の拡充・強化
- 都県境ネットワークの充実
- 市街地火災の延焼防止 など

#### 質の高い生活の実現

- 生活道路への通過交通流入の抑制
- 歩行者、自転車等の安全な通行空間の確保
- 集約型の持続可能なまちづくり など

### 強化する道路整備の主な視点

#### 都市の強靭化

- 防災拠点等へのアクセス強化
- 浸水リスクへの対応 など

#### 住民の安全性向上

- 子ども、高齢者等の安全性向上
- 道路のバリアフリー化 など

### 新たな道路整備の主な視点

#### 地域特性に応じたインフラ整備

- 地域に応じた災害リスクへの対応
- 地域特性に即した地域公共交通の充実 など

#### 魅力的な歩行者空間の創出

- ウォーカブルな道路空間の創出
- 緑豊かで魅力的な道路空間の創出 など

# 基本理念・基本目標

東京都、特別区及び26市2町は、基本理念と基本目標の実現に向けて、都市計画道路ネットワークの形成・充実及び新たなニーズに応じた道路空間の再編に取り組みます。

## 基本理念

都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた  
円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現



基本目標1

都市の強靭化

…防災・輸送…

基本目標2

人やモノの自由な移動

…活力・競争力…

基本目標3

安全で快適な道路空間の創出

…憩い・にぎわい…

基本目標4

都市環境の向上

…景観・緑…

実現に向けて

社会情勢を踏まえた

都市計画道路ネットワークの形成・充実

<都市計画道路ネットワーク>



骨格幹線道路網

出典：東京都HP



過去に整備された都市計画道路を

新たなニーズに応じた道路空間に再編

<にぎわいと交流の場等を提供する道路空間>

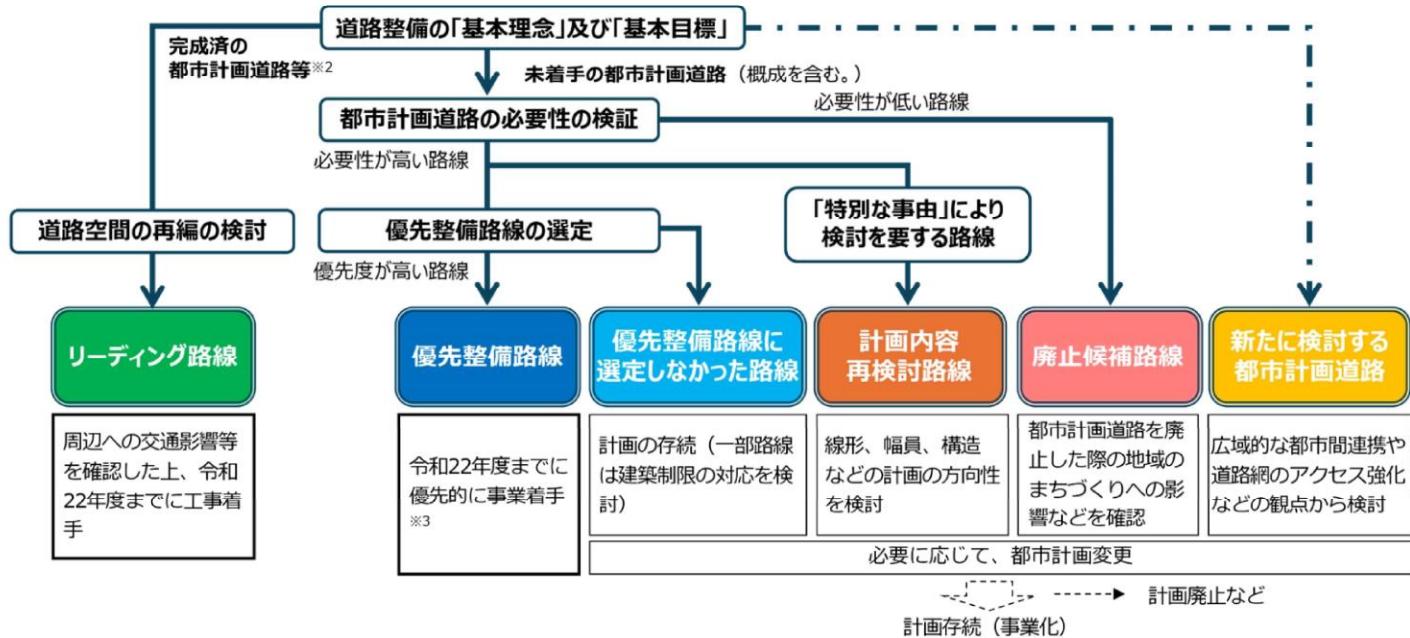


出典：国土交通省,2040年道路の景色が変わる

## 整備方針に定める基本的事項及び策定手順

未着手の都市計画道路（幹線街路※1）を対象に、「優先整備路線」、「廃止候補路線」、「計画内容再検討路線」を位置付けるとともに、新たに整備が求められる箇所を示します。また、完成済の都市計画道路等※2を対象に、道路空間の再編を都内に展開するための先導的なモデルケースとして「リーディング路線」を選定します。

計画期間は、令和8年度から令和22年度までの15年間と定めます。なお、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内の中間年次において必要な検証を行っていきます。



※1 幹線街路：都市内におけるまとまった交通を受け持つ道路のことです。本整備方針では自動車専用道路及び直轄国道は検討対象外としました。

※2 都市計画道路等：都市計画道路でなくても、道路や公園等の都市計画施設と一緒に又は連続的な空間を形成することで、地域資源の魅力向上に寄与する道路等も対象としました。

※3 事業着手：都市計画法第59条による都市計画事業の認可など、各法律によるものとしています。

# 都市計画道路の必要性の検証

未着手の都市計画道路の必要性を検証するに当たり、道路ネットワークとしての機能に着目し、四つの基本目標を基に10の検証項目を設定しました。このうち、検証項目1から5までは **都全域（広域）に関わる項目** として都内共通の評価指標により東京都が検証し、検証項目6から10までは **地域に関わる項目** として検証項目の考え方に基づき、地域の実情を踏まえてきめ細かな評価を行うため、各区市町が評価指標を設定し、主体的に検証しました。

検証項目	基本目標	検証項目			
		都全域に 関わる項目	地域に 関わる項目	地域に 関わる項目	地域に 関わる項目
1 骨格幹線道路網の形成	都市の強靭化 …防災・輸送…	●	●	●	●
2 交通処理機能の確保	人やモノの 自由な移動 活力・競争力…	●	●	●	●
3 物流ネットワークの形成	安全で快適な 道路空間の創出 憩い・にぎわい…	●	●	●	●
4 広域的な災害対応機能の強化	都市環境の向上 …景観・緑…	●			
5 延焼遮断機能の向上		●			
6 持続可能な地域公共交通等の実現			●	●	●
7 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出					●
8 あらゆる災害に対する地域の防災力向上		●			
9 命を守る道路ネットワークの形成				●	
10 地域の魅力的な拠点の形成			●	●	●

検証項目に示した番号は検証順位を示すものではありません。

## 必要性の検証に用いる評価指標

検証項目	評価指標
1 骨格幹線道路網の形成	・骨格幹線道路に該当する都市計画道路
2 交通処理機能の確保	・将来の交通量が6,000(台/日)以上見込まれる都市計画道路
3 物流ネットワークの形成	・重要物流道路(代替・補完路を含む。)に該当する都市計画道路 ・広域道路ネットワークに該当する都市計画道路
4 広域的な災害対応機能の強化	・緊急輸送道路に該当する都市計画道路 ・広域防災拠点へのアクセスルートとなる都市計画道路 ・都県境に位置する都市計画道路
5 延焼遮断機能の向上	・延焼遮断帯に該当する都市計画道路
6 持続可能な地域公共交通等の実現	・地域公共交通等の導入が望ましい地域にある都市計画道路 (公共交通空白地域に位置する道路 など) ・自転車が利用しやすい空間を備えるべき都市計画道路 (自転車走行空間に関する計画に位置付けがある道路 など)
7 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出	・まとまった緑同士を街路樹等で結ぶ緑豊かな都市計画道路 (一定規模(2ha以上)の緑地等を連絡する道路 など) ・緑と水のネットワーク形成に寄与する都市計画道路 (緑の基本計画等に位置付けがある道路 など)
8 あらゆる災害に対する地域の防災力向上	・災害対応の際に機能する都市計画道路 (土砂災害警戒区域等が被災した際にう回路となる道路 など) ・地域住民の避難経路となる都市計画道路 (緊急輸送道路と避難所等を結ぶ道路 など)
9 命を守る道路ネットワークの形成	・身近な歩行者空間の安全性向上に資する都市計画道路 (ゾーン30周辺や通学路となっている道路 など) ・円滑な救急搬送を支える都市計画道路 (第二次及び第三次救急医療施設へのアクセスに資する道路 など)
10 地域の魅力的な拠点の形成	・個性あるまちづくりに寄与する都市計画道路 (各区市町の都市計画マスタープランに位置付けられている道路、駅前広場、地域の拠点、観光スポット等にアクセスする道路 など)

※地域に関わる項目については、上記以外にも各区市町がそれぞれ設定した評価指標があります。

# 廃止候補路線

検証項目1から10までに照らし、各区間の検証を行った結果、いずれかの項目に該当する区間は、必要性が高いと評価しました。いずれの項目にも該当しない10路線（区間）約3kmは、必要性が低いと評価し、「廃止候補路線（区間）」に位置付けます。今後、都市計画道路を廃止した際の地域のまちづくりへの影響などを確認した上で、計画廃止など必要な都市計画の変更を行っていきます。

## 計画内容再検討路線

必要性が高い都市計画道路の中には、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線があります。こうしたことから、以下に示す特別な事由に該当する20路線（区間）約29kmを「計画内容再検討路線（区間）」として位置付けます。

今後、これらの「計画内容再検討路線（区間）」については、各路線の課題の解決に向けて、必要に応じて地域住民の意見の把握に努めながら検討し、道路線形、幅員、構造などの方向性が定まった段階で必要な都市計画の変更や事業化に向けた準備を進めていきます。

### 特別な事由

ア 前後区間の都市計画の整合性について検討が必要な路線

イ 高速道路が地下化されたことにより検討が必要な路線

ウ 地形地物の状況（鉄道との重複など）により事業の実現性・施工性の観点から道路線形、構造等の検討が必要な路線

エ 地域のまちづくりの計画等により検討が必要な路線

## 新たな都市計画道路の検討

道路整備の基本目標に掲げた都市の強靭化、人やモノの自由な移動などを実現するためには、広域的な都市間の連携強化及び道路網の拡充によるアクセス強化を図ることが重要です。こうした観点から、新たに都市計画道路の整備が求められる箇所を示します。今後、都市計画道路の新規決定に向けて、関係機関と連携しながら検討を進めていきます。

### 広域的な都市間の連携強化

例：神奈川県（相模原市方面）との連携強化

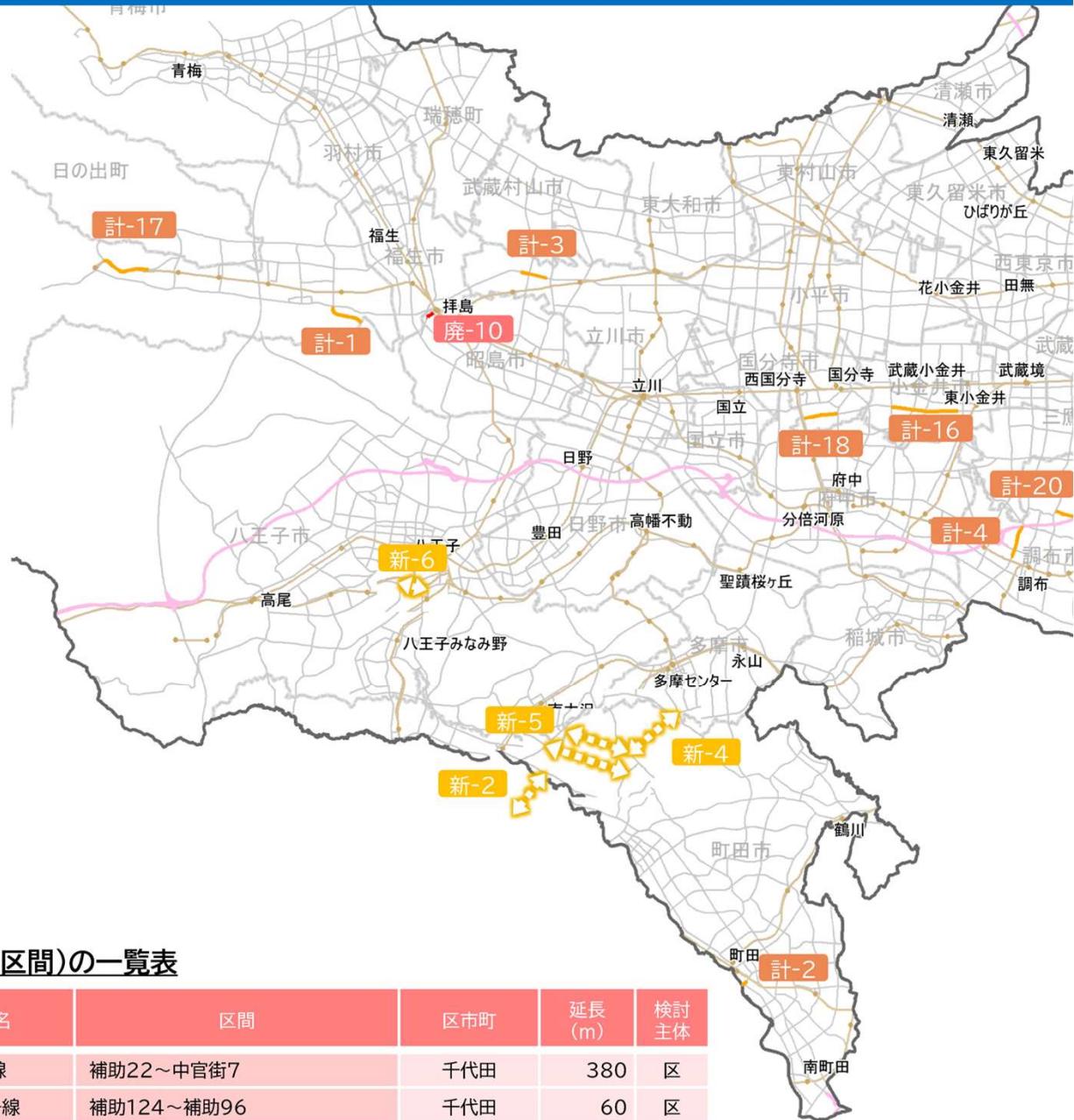


### 道路網の拡充によるアクセス強化

例：羽田空港周辺地域における道路網の拡充



# 廃止候補路線、計画内容再検討路線、新たな都市計画道路の検討



## 廃止候補路線(区間)の一覧表

No	路線名	区間	区市町	延長 (m)	検討主体
廃-1	補助21号線	補助22～中官街7	千代田	380	区
廃-2	補助167号線	補助124～補助96	千代田	60	区
廃-3	放射27号線	放射5～補助55	千代田	320	都
廃-4	補助314号線	環状3～晴海五丁目	中央	400	区
廃-5	補助316号線	放射34～放射31	中央	280	区
廃-6	補助58号線	環状3～南元町	新宿	610	区
廃-7	環状3号線支線4	辰巳二丁目(辰巳の森公園前交差点)～東京湾環状線	江東	80	区
廃-8	補助161号線	放射18～補助160	品川	60	区
廃-9	補助50号線	補助25～環状6	目黒・渋谷	520	区
廃-10	昭島3・4・19号線	昭島3・4・2～昭島3・1・10	昭島	220	市
合計				2,930	

## 新たな都市計画道路の検討路線(区間)の一覧表

	観点	検討の目的	関連する区市町
新-1	広域的な都市間の連携強化 (都県境を越えた道路網の拡充)	埼玉県(和光市方面)との連携強化	板橋
新-2		神奈川県(相模原市方面)との連携強化	町田
新-3		羽田空港周辺地域における道路網の拡充	大田
新-4	道路網の拡充によるアクセス強化	町田市北部の丘陵地域における南北道路網の拡充	町田
新-5		町田市上小山田町周辺地域における道路網の拡充	町田
新-6		八王子市片倉町における八王子3・3・13の延伸	八王子

## 討路線



## 計画内容再検討路線(区間)の一覧表

各路線延長は目安であり、  
都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

# 優先整備路線の選定(第五次事業化計画)

優先整備路線の選定に当たっては、道路整備の四つの基本目標を踏まえ、整備効果、重要性及び緊急性を考慮し、広域的な視点と地域的な視点から六つの選定項目を設定しました。

優先整備路線の選定は、東京都と区市町の適切な役割分担の下で行いました。都施行路線については、広域的な視点による選定項目に複数該当する路線を基本とし、事業の継続性や整備の順序、関連事業の状況などを踏まえて総合的に評価しました。区市町施行路線については、地域的な視点による選定項目に該当する路線の中から、まちづくりの取組状況など各区市町の実情を踏まえて選定※しました。

## 優先整備路線の選定項目

広域的な  
視点

地域的な  
視点

### 道路整備の基本目標



必要性  
が高い  
路線

### 1 骨格幹線道路網の形成

都市構造の骨格となる道路ネットワークの形成など



### 2 首都東京の強靭化

緊急輸送網の拡充・強化など



### 3 スムーズな道路網の形成

道路交通の円滑化など



### 4 誰もが安全に暮らせるまちづくり

生活道路への通過交通流入の抑制など



### 5 國際競争力の強化

円滑な物流の確保など



### 6 持続可能な地域のまちづくりへの貢献

集約型の持続可能なまちづくりなど



※地域の実情に応じて、幹線街路以外の区画街路や交通広場なども含めて選定しました。

## 優先整備路線の選定項目の内容

選定項目	選定の視点	
	広域的な視点	地域的な視点
1 骨格幹線道路網の形成	●骨格幹線道路のうち、ミッキングリンクの解消や渋滞緩和に寄与する区間	—
2 首都東京の強靭化	●緊急輸送道路に指定されている道路のうち、現況幅員がおおむね10m未満となっている区間 ●都県境をつなぐ道路並びに広域防災拠点及び災害拠点病院へのアクセス強化に寄与する区間	●浸水想定区域からの避難路の確保、避難場所等へのアクセス向上、延焼遮断帯の形成など、地域の防災性向上に寄与する区間
3 スムーズな道路網の形成	●主要渋滞箇所又は混雑度が1.25を上回る道路の渋滞緩和や自動車交通流の分散に寄与する区間	●駅周辺等における交通混雑や公共交通空白地域の解消など、地域の交通課題の解消に寄与する区間
4 誰もが安全に暮らせるまちづくり	●人身事故密度ランク上位50%以上の住宅エリアを含む街区において、道路の新設により、通過交通の流入抑制や安全性の向上に寄与する区間	●自転車の通行空間の確保や安全な通学路の確保が必要な区間、パリアフリー基本構想の重点整備地区内で歩道幅員が不十分な区間など、地域の交通安全に寄与する区間
5 國際競争力の強化	●国が定めた重要物流道路(代替路・補完路を含む)及び広域道路ネットワークに位置付けられた区間 ●MICE施設と高速道路のインターチェンジを結ぶ区間のうち、交通の円滑化が期待される区間 ●都市機能が集積している地域において、ウォーターフロントな道路空間を充実させるため、都市計画区域マスタープランにおける中核的な拠点内で、歩行空間の拡充が必要な区間	●高速道路のインターチェンジ周辺の物流拠点や観光拠点等へのアクセス向上に寄与する区間
6 持続可能な地域のまちづくりへの貢献	—	●拠点間連携、地域の活性化、緑豊かな空間形成などに寄与する区間 ●土地区画整理や市街地再開発、鉄道の連続立体交差事業などの他事業との連携など、地域のまちづくりを進める上で整備が必要な区間

計画期間（令和8年度から令和22年度まで）で優先的に整備すべき「優先整備路線」を示します。選定された優先整備路線については、計画期間内で優先的に事業に着手していきます。

施行区分	路線数	延長(km)
<b>東京都施行路線</b>	96	96
区部	49	43
多摩地域	47	53
<b>区施行路線</b>	66	33
<b>市町施行路線</b>	61	26
<b>その他施行</b>	4	2
<b>全 体</b>	<b>227</b>	<b>157</b>

※その他施行とは、市街地開発事業によるものをいいます。表中の計数については、端数処理をしています。

優先整備路線に選定しなかった路線についても、以下のような場合には、計画期間内に事業化することがあります。

- 隣接区間などの周辺道路の整備が進み、整備の優先度が高まった場合
- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備、土地区画整理、市街地再開発等の面的整備、団地の建替え、大規模な開発、行政計画に位置付けられた施設等の整備など、まちづくりが具体化し、整備の優先度が高まった場合
- 鉄道の立体交差計画が具体化した場合
- 都市計画道路を新規追加又は変更した場合
- 計画内容再検討路線のうち、計画の方向性が定まるなど事業化の準備が整った場合

など

## 都市計画道路整備の促進

これまでの取組により、都市計画道路の整備は着実に進捗しています。一方、社会情勢の変化に伴い、土地の細分化による関係権利者の増加など整備を進める上での課題が生じています。また、建設業の担い手の減少等による今後の道路整備への影響も懸念されます。

都では、こうした課題に対応し、道路整備を着実に推進するため、各段階において、業務の効率化を図るとともに、執行体制の強化や新たな施策の導入検討など、整備促進に取り組んでいきます。

### 用地取得の促進

- 用地事務のシステム化
- アウトソーシングの活用

### まちづくり手法による事業促進策の検討

- 換地手法を活用した都市計画道路の整備

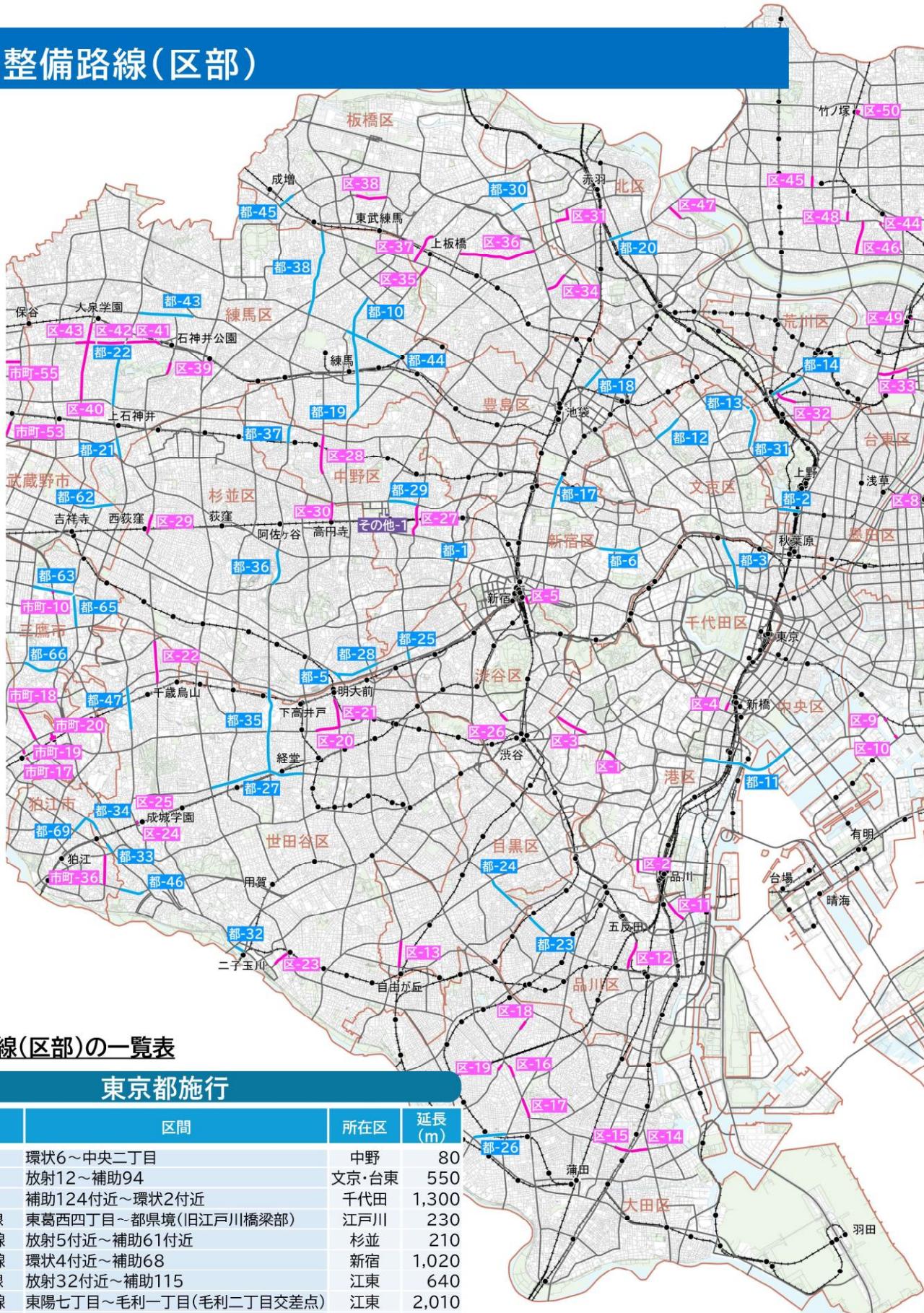
### 事業化前における促進策の検討

- 都市計画道路用地の先行取得

### 設計・工事の生産性の向上

- 道路整備におけるICTの活用

## 優先整備路線(区部)



### 優先整備路線(区部)の一覧表

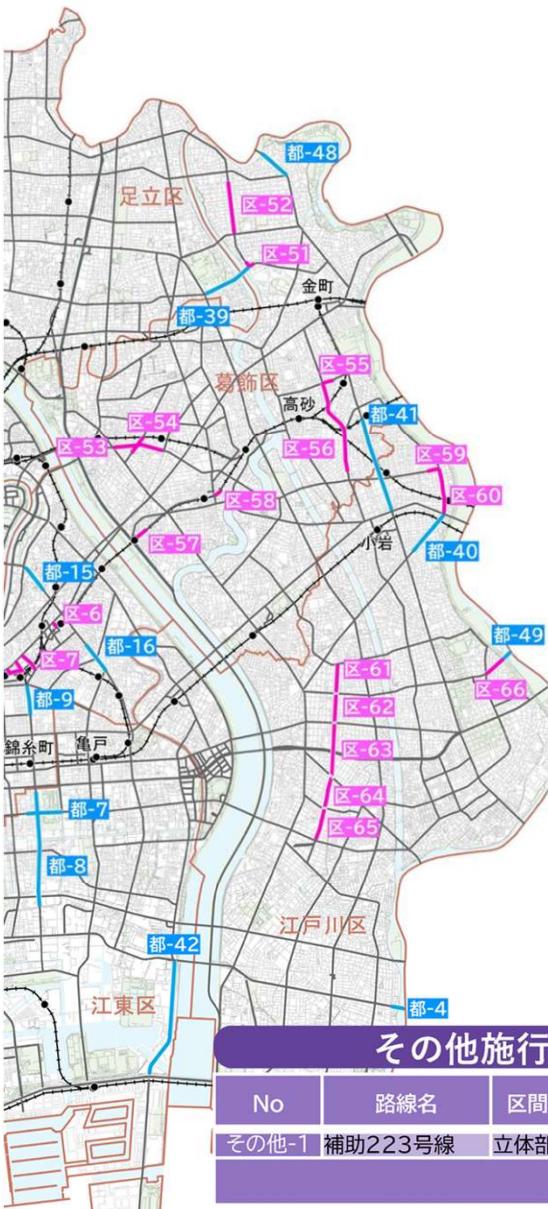
## 東京都施行

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
都-1	放射6号線	環状6～中央二丁目	中野	80
都-2	放射8号線	放射12～補助94	文京・台東	550
都-3	放射9号線	補助124付近～環状2付近	千代田	1,300
都-4	放射16号線	東葛西四丁目～都県境(旧江戸川橋梁部)	江戸川	230
都-5	放射23号線	放射5付近～補助61付近	杉並	210
都-6	放射25号線	環状4付近～補助68	新宿	1,020
都-7	放射31号線	放射32付近～補助115	江東	640
都-8	放射32号線	東陽七丁目～毛利一丁目(毛利二丁目交差点)	江東	2,010
都-9	放射32号線	補助102～補助103	墨田	520
都-10	放射35号線	環状7～放射36	練馬	2,780
都-11	環状3号線	環状2～放射20	中央・港	2,340
都-12	環状4号線	補助79～放射9付近	文京	700
都-13	環状4号線	補助94交差点付近(道灌山下交差点)	文京	130
都-14	環状4号線	放射11付近～環状5の2	荒川	820
都-15	環状4号線	補助119～東向島四丁目(百花園入口交差点)	墨田	530
都-16	環状4号線	京島三丁目～補助116	墨田	600
都-17	環状5の1号線	補助74～豊(高田三丁目)	新宿・豊島	830
都-18	環状5の1号線	放射8支線2～補助82	豊島	590
都-19	環状7号線	豊玉南二丁目～放射35	練馬	240
都-20	環状7号線	補助83付近～補助89付近	北	580

※ここで云ふ延長は日安であり、事業化時の延長などとは異なる場合があります。

※ここで示す延長は目安であり、事業化時の延長などとは異なる場合があります。  
※令和7年度中に事業着手する予定の路線は優先整備路線の一覧には含めていません。

※令和7年度中に事業着手する  
※延長は端数処理をしています



## 区施行

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
区-1	補助7号線	補助10~環状4	港	260
区-2	補助14号線	環状4~高輪四丁目(柘榴坂上)	港	310
区-3	補助23号線	放射22~放射4	港	810
区-4	駅街路2号線	駅街路1~環状2	港	180
区-5	新宿駅付近街路10号線	放射5~環状5の1支線1	新宿	160
区-6	墨田区画街路7号線	放射13支線1~鉄押付1付近	墨田	100
区-7	墨田区画街路10号線	放射32~放射13支線1	墨田	330
区-8	墨田区画街路12号線	放射13支線1	墨田	470
区-9	補助199号線	補助200付近(浜園橋付近)	江東	90
区-10	補助199号線	環状3支線2付近(蛤橋付近)	江東	90
区-11	補助162号線	補助149~環状6	品川	570
区-12	補助163号線	西品川一丁目~補助26付近	品川	630
区-13	補助127号線	補助46~放射3	目黒	640
区-14	補助34号線	放射17~放射19	大田	410
区-15	補助34号線	放射19~補助27	大田	350
区-16	補助43号線	補助44~放射1	大田	320
区-17	補助43号線	放射1~補助34	大田	480
区-18	補助44号線	環状7~補助48	大田	210
区-19	補助44号線	補助43~環状8	大田	170
区-20	補助54号線	松原四丁目~補助154	世田谷	590
区-21	補助154号線	松原二丁目~補助54	世田谷	710
区-22	補助216号線	補助219~補助129	世田谷	1,030
区-23	世田谷区画街路7号線	環状8~上野毛二丁目	世田谷	400
区-24	世田谷区画街路11号線 (交通広場約5,000m <sup>2</sup> )	成城学園前駅	世田谷	50
区-25	世田谷区画街路12号線	成城学園前駅	世田谷	30
区-26	補助53号線	補助155~補助24	渋谷	220
区-27	補助220号線	補助71~補助74	中野	760
区-28	補助227号線	妙正寺川~補助76	中野	940
区-29	補助132号線	補助228~西荻南三丁目	杉並	460
区-30	補助227号線	補助74~高円寺駅北口	杉並	420
区-31	補助243号線	補助242~補助86	北	530
区-32	補助182号線	環状4~西日暮里二丁目	荒川	520
区-33	補助189号線	放射12~補助321	荒川	740
区-34	補助87号線	放射9~補助84	板橋	550
区-35	補助234号線	放射8~練馬区境	板橋	260
区-36	補助240号線	放射9~補助86	板橋	1,850
区-37	補助244号線	放射8~中台一丁目	板橋	790
区-38	補助249号線	補助293付近~補助248	板橋	760
区-39	補助132号線	石神井町五丁目	練馬	300
区-40	補助135号線	補助76~練馬区画街路6	練馬	1,850
区-41	補助232号線	富士街道~外環の2	練馬	830
区-42	補助232号線	外環の2~東大泉六丁目	練馬	690
区-43	補助232号線	補助135付近	練馬	510
区-44	補助137号線	補助136~補助138	足立	70
区-45	補助253号線	環状7~補助253	足立	260
区-46	補助254号線	補助136~補助138	足立	800
区-47	足立区画街路7号線	環状7~補助113	足立	390
区-48	足立区画街路8号線	補助138~足立区画街路8	足立	220
区-49	足立区画街路13号線	北千住駅~足立区画街路10	足立	40
区-50	竹ノ塚駅広場1	竹ノ塚駅(交通広場約7,090m <sup>2</sup> )	足立	—
区-51	補助138号線外	南水元一丁目付近	葛飾	200
区-52	補助261号線	西水元五丁目~補助269	葛飾	910
区-53	補助264号線	補助140~補助273	葛飾	880
区-54	補助272号線	京成本線~宝町二丁目	葛飾	370
区-55	補助279号線	補助282~柴又一丁目	葛飾	200
区-56	補助282号線	補助279~補助264付近	葛飾	1,690
区-57	鉄押附3号線	四つ木一丁目付近	葛飾	210
区-58	鉄押附6号線	立石八丁目付近	葛飾	140
区-59	補助264号線	岩槻街道~補助283	江戸川	200
区-60	補助283号線	補助264~放射14	江戸川	790
区-61	補助284号線	補助288~補助286	江戸川	490
区-62	補助284号線	補助286~放射15	江戸川	500
区-63	補助284号線	放射15~補助287	江戸川	950
区-64	補助284号線	補助287~補助288	江戸川	560
区-65	補助284号線	補助288~放射31	江戸川	560
区-66	補助286号線	補助288~上篠崎二丁目	江戸川	400
合計				33,200

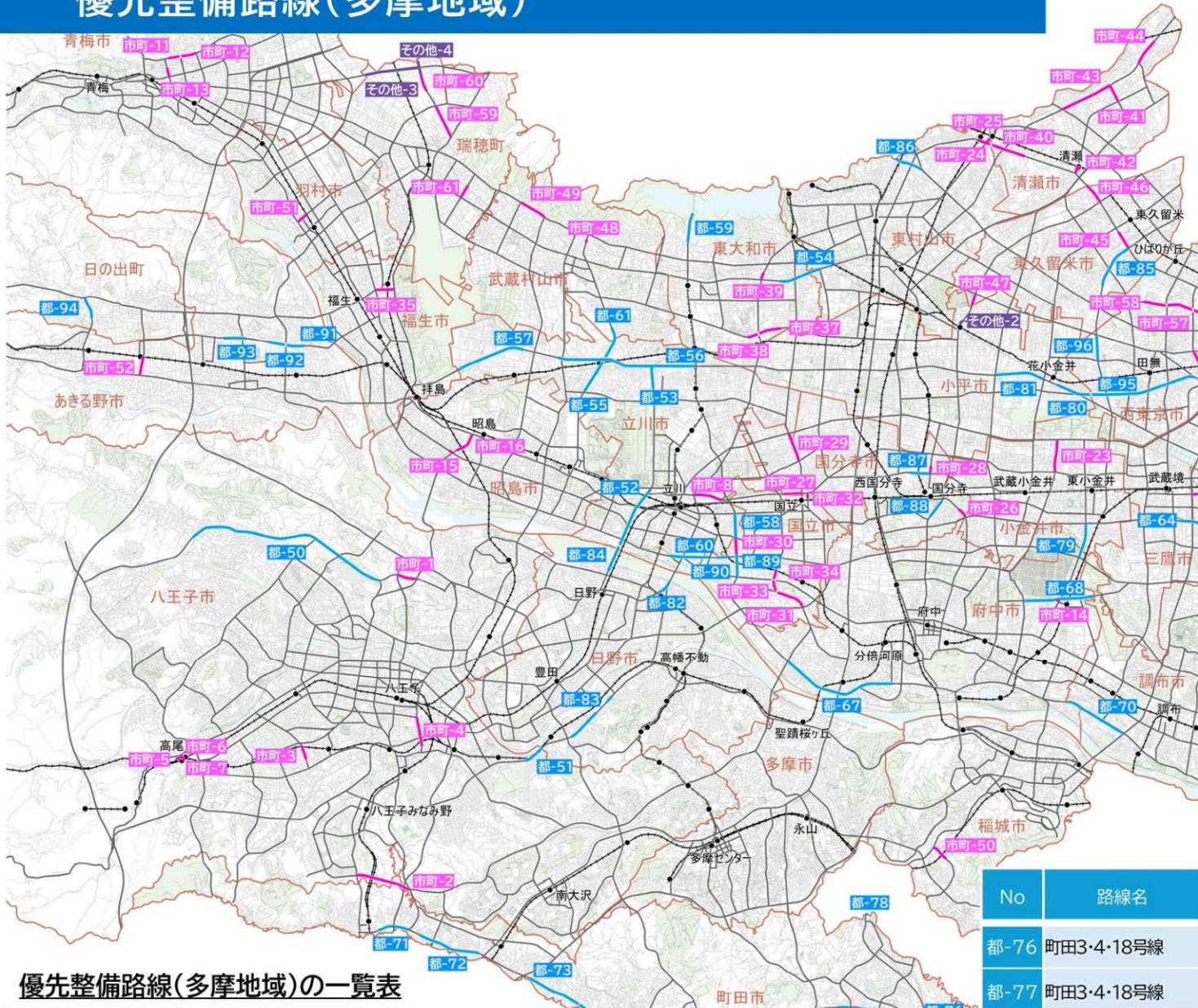
## その他施行

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
その他-1	補助223号線	立体部	中野	70
合計				70

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
都-21	外環の2	放射6~補助229	練馬	500
都-22	外環の2	補助76~富士街道	練馬	1,090
都-23	補助26号線	放射2付近~東急目黒線	品川	480
都-24	補助26号線	目黒本町三丁目~放射3	目黒	860
都-25	補助26号線	放射5~補助61	渋谷	210
都-26	補助28号線	放射1~環状8	大田	800
都-27	補助52号線	補助128~環状8	世田谷	2,300
都-28	補助61号線	環状7付近~放射23	渋谷・杉並	1,040
都-29	補助74号線	補助220~補助26	中野	720
都-30	補助86号線	放射9~補助245付近	板橋	440
都-31	補助94号線	補助179付近~環状4	文京	940
都-32	補助125号線	放射4~放射4支線3	世田谷	230
都-33	補助125号線	補助51~喜多見八丁目	世田谷	230
都-34	補助125号線	喜多見九丁目~狛江市境	世田谷	330
都-35	補助133号線	補助52~放射5	世田谷・杉並	1,990
都-36	補助133号線	補助130~放射6	杉並	890
都-37	補助133号線	白鷺一丁目~補助76	中野	430
都-38	補助133号線	補助172~放射8	練馬	2,070
都-39	補助138号線	環状7~補助261	足立・葛飾	910
都-40	補助142号線	補助143~放射14	江戸川	830
都-41	補助143号線	北総鉄道~放射14	葛飾・江戸川	1,690
都-42	補助144号線	放射16~国道357	江東	2,060
都-43	補助156号線	放射7~外環の2	練馬	1,310
都-44	補助172号線	環状7~早三東通り	練馬	1,450
都-45	補助203号線	放射8~赤塚二丁目 (六道の辻交差点)	板橋	410
都-46	補助214号線	補助125付近~狛江市境	世田谷	590
都-47	補助217号線	補助54付近~補助218	世田谷	1,010
都-48	補助277号線	補助259付近~主地501	葛飾	700
都-49	補助286号線	上篠崎二丁目~都県境 (江戸川橋梁部)	江戸川	180

合計 43,390

# 優先整備路線(多摩地域)



## 優先整備路線(多摩地域)の一覧表

### 東京都施行

No	路線名	区間	所在市町	延長(m)	No	路線名
都-50	八王子3・3・74号線	谷野街道～秋川街道	八王子	4,920	都-76	町田3・4・18号線
都-51	八王子3・4・14号線外	日平山六丁目～八長沼町	八王子・日野	520	都-77	町田3・4・18号線
都-52	立川3・1・34号線	富士見町七丁目～立川3・2・11	立川	1,580	都-78	町田3・4・23号線
都-53	立川3・1・34号線	五日市街道～立川3・3・3	立川	520	都-79	小金井3・4・11号線外
都-54	立川3・2・4号線外	東村山3・4・33付近～立川3・4・22付近	東大和・東村山	1,040	都-80	小平3・3・3号線
都-55	立川3・2・38号線	立川3・2・16～立川3・3・3	立川	900	都-81	小平3・3・3号線
都-56	立川3・3・3号線	立川3・3・30～都道162(松中団地東交差点)	立川	3,350	都-82	日野3・4・1号線
都-57	立川3・3・3号線	西砂町六丁目～福生市境	立川	1,660	都-83	日野3・4・3号線
都-58	立川3・3・30号線	国立市境～立川3・4・8	立川	590	都-84	日野3・4・17号線
都-59	立川3・3・30号線	青梅街道～都市計画区間	東大和	690	都-85	東村山3・4・18号線
都-60	立川3・4・5号線外	国立3・4・16～立川3・4・5支線1	立川・国立	960	都-86	東村山3・4・35号線
都-61	立川3・4・39号線	立川3・3・3～武大南一丁目	立川・武藏村山	840	都-87	国分寺3・4・6号線
都-62	武藏野3・4・11号線	杉並区境～吉祥寺東町二丁目	武藏野	780	都-88	国分寺3・4・11号線
都-63	三鷹3・4・7号線	三鷹3・4・12～三鷹3・4・14付近	三鷹	1,020	都-89	国立3・3・15号線
都-64	三鷹3・4・7号線	三鷹3・4・17付近～三鷹3・4・18付近	三鷹	1,000	都-90	国立3・4・5号線
都-65	三鷹3・4・12号線	三鷹3・2・2～三鷹3・4・7	三鷹	800	都-91	秋多3・3・4号線
都-66	三鷹3・4・12号線	三鷹3・4・14～三鷹3・4・13	三鷹	860	都-92	秋多3・4・5号線
都-67	府中3・4・3号線	府中3・4・23～府中3・3・24	府中	2,800	都-93	秋多3・4・5号線
都-68	府中3・4・12号線	多磨町一丁目～府中3・5・14	府中	1,680	都-94	秋多3・4・14号線
都-69	調布3・4・4号線外	世田谷区境～調布3・4・16	狛江	470	都-95	西東京3・3・3号線
都-70	調布3・4・4号線外	調布3・2・6～府押立町四丁目	府中・調布	1,530	都-96	西東京3・4・26号線
都-71	町田3・3・36号線	相原町～町田3・3・10	町田	690		
都-72	町田3・3・36号線	相原町(相原三差路交差点付近)～小山町(田端交差点付近)	町田	1,550		
都-73	町田3・3・36号線	小山町(小山交差点付近)～小山町(馬場交差点付近)	町田	1,430		
都-74	町田3・3・36号線	小山町(馬場交差点付近)～常盤町(常盤交差点付近)	町田	890		
都-75	町田3・3・36号線	鶴川街道～町田3・4・29	町田	4,380		

※ここで示す延長は目安であり、事業化時の延長などとは異なる場合があります。

※令和7年度中に事業着手する予定の路線は優先整備路線の一覧には含めていません。

※延長は端数処理をしています。

## その他施行

No	路線名	区間	所在市町	延長(m)
その他-2	小平3・4・19号線	小平駅～小平3・4・14(交通広場約5,000m <sup>2</sup> )	小平	90
その他-3	福生3・4・21号線	福生3・4・26～青梅市境	瑞穂	1,320
その他-4	福生3・4・26号線	二本木字西樽口～都県境(入間市境)	瑞穂	360
			合計	1,770

## 市町施行



区間	所在市町	延長(m)	
都県境(川崎市境) ～町田3・4・23付近	町田	810	
大蔵町(金井入口交差点付近) ～野津田町	町田	990	
鶴川街道～都県境(川崎市境)	町田	30	
府中3・2・2の1 ～小金井3・4・1	小金井・府中	830	
西東京市境 ～花小金井南町二丁目	小平	870	
小平3・4・17～小平3・4・7	小平	1,180	
日野(日野橋南詰交差点付近) ～日野3・4・8	日野	370	
日野3・4・14付近 ～日野3・4・18付近	日野	1,010	
日野3・4・8付近 ～立)富士見町七丁目	日野	660	
南沢四丁目～東村山3・4・13	東久留米	1,150	
東村山3・4・11 ～都県境(所沢市境)	東村山	690	
国分寺3・4・12 ～東恋ヶ窪一丁目	国分寺	470	
国分寺3・4・2付近 ～国分寺3・4・4付近	国分寺	460	
国立3・4・1～国立3・4・5付近	国立	540	
国立3・3・15付近 ～国立3・4・16付近	国立	270	
草花～秋多3・3・9	あきる野	430	
秋多3・3・9～平沢西一丁目	あきる野	410	
秋多3・4・16付近 ～秋多3・4・10付近	あきる野	540	
平井～秋多3・5・7	日の出	500	
西東京3・4・8～小平市境	西東京	2,570	
西東京3・4・7～西東京3・5・4	西東京	620	
	合計	52,850	
			合計
			25,850

# 都市計画道路区域内の建築制限への対応

都市計画道路の区域内では、将来における事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築に一定の制限が設けられています。長期間にわたり事業が実施されない場合、地権者が土地を有効に利用できないといった課題があることから、負担軽減策として、都内の都市計画道路の区域内では、都市計画法で認められている2階建てまでの建築の許可基準を緩和し、3階建ての建築を可能とするなど、建築制限を緩和しています。

平成28年以降、都内の3階建て以上の着工棟数（木造、鉄骨造及びコンクリートブロック造）は横ばいで推移し高層化のニーズが高まっていることや、4階建て以上の建築物は、準防火地域においても、より堅固な構造となる耐火建築物等にしなければならず、円滑な事業の施行に支障をきたすおそれがあることを踏まえ、現行の3階建てまでの緩和基準を継続することとしました。

## 都市計画道路の区域内における建築制限の基準

(都市計画法第54条第1項第3項)

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- ・階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

### 建築制限を緩和

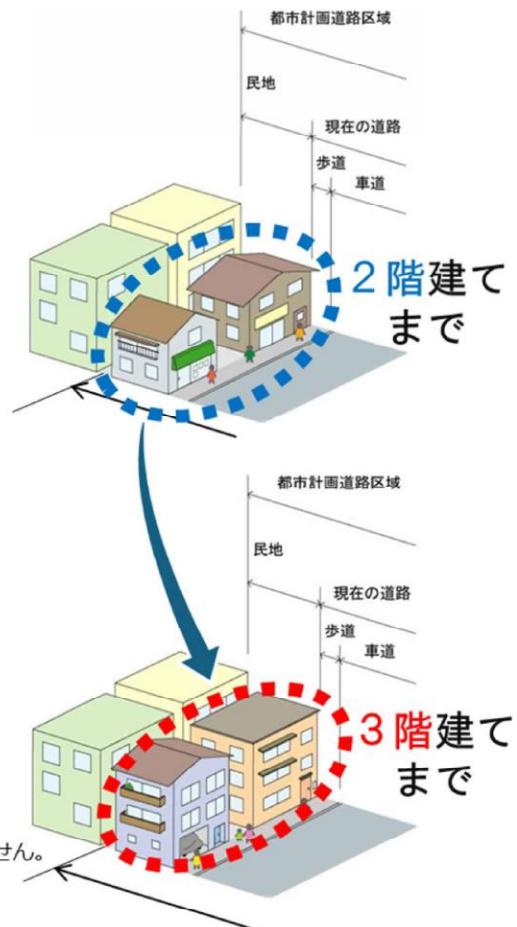
## 都内の都市計画道路の区域内における建築制限の基準※

(平成28年4月以降)

当該建築物が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

- 市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと。
- 階数が3、高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

※江戸川区と青梅市では、優先整備路線を対象とした建築制限の緩和措置を適用していません。



## 概成道路の検証

都市計画道路は、計画幅員で整備することが原則です。一方で、令和元年に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、建築制限の長期化を背景に、第四次事業化計画において優先整備路線等として選定されなかった未着手の都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないものの、現況幅員が一定の幅員を満たす概成道路について、拡幅整備の有効性の検証を行いました。

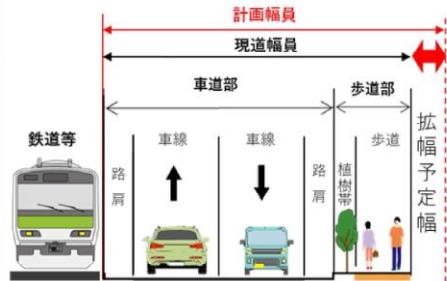
本整備方針においても、建築制限の長期化に対応するため、基本方針で検証を行った概成道路のうち、第五次事業化計画において優先整備路線等に選定されなかった路線を対象に、基本方針の検証方法を踏まえつつ更なる検証を実施しました。

# 概成道路の計画の変更(現道合わせ)候補路線

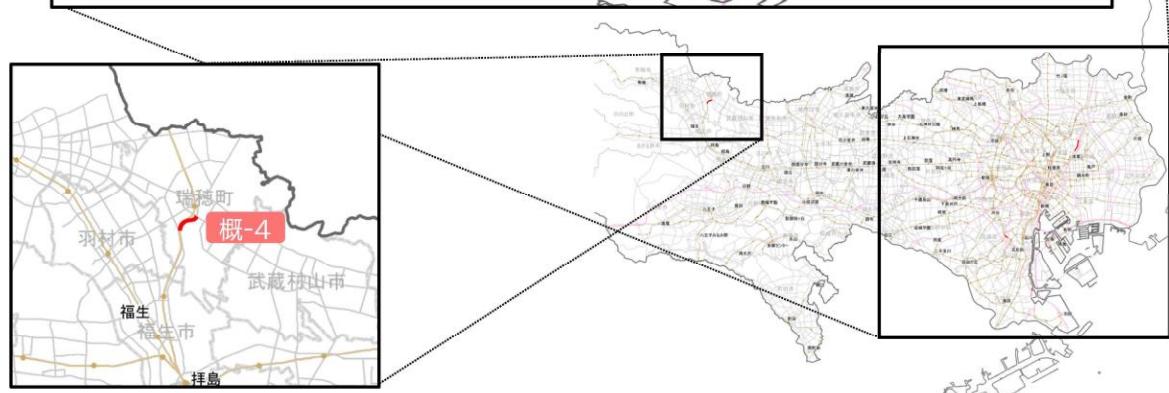
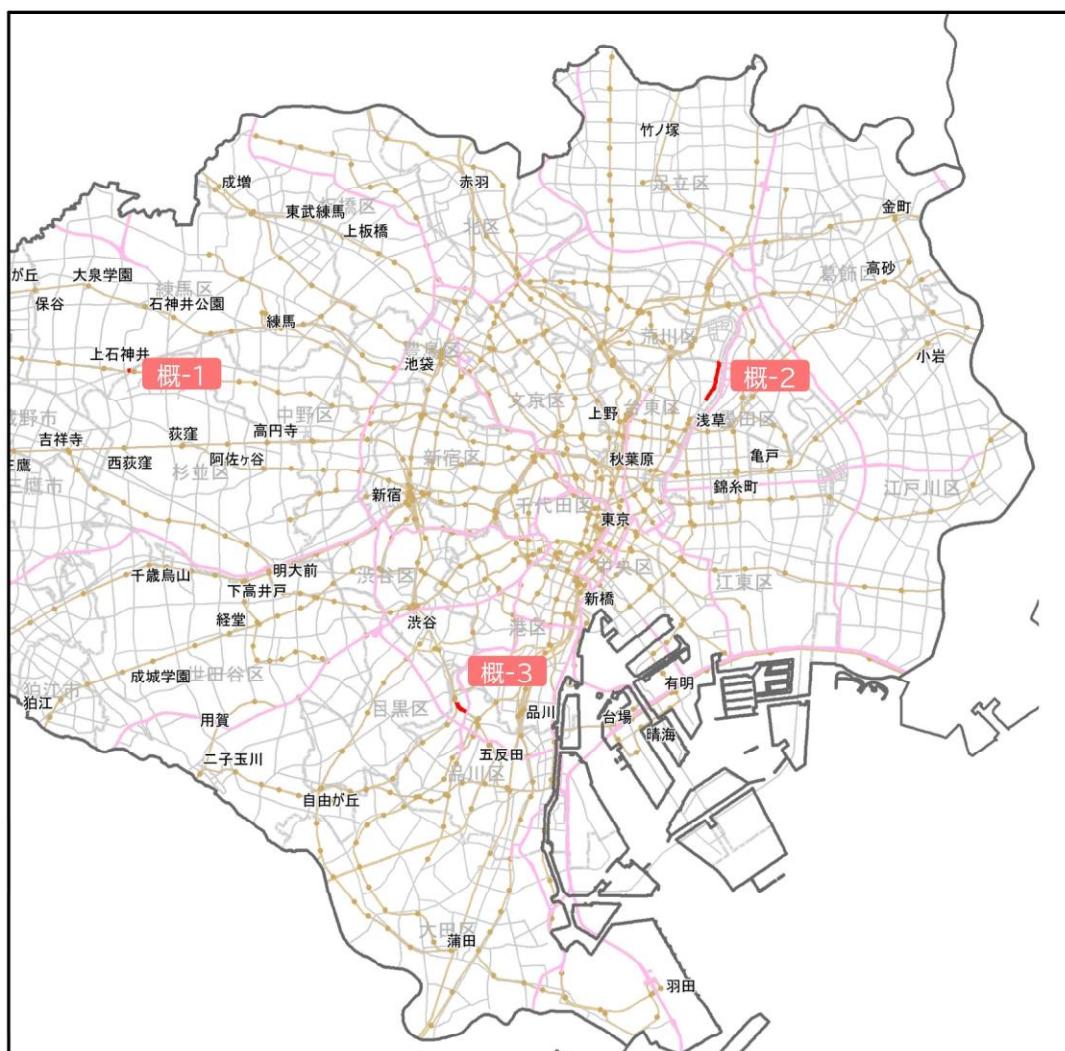
鉄道等が並行し、将来も沿道利用が見込まれない場合、歩道を片側のみに設置した幅員で現道を評価するなど、沿道利用の実態に応じて概成道路の検証を行った結果、以下の路線を概成道路の計画の変更（現道合わせ）候補路線とします。

## 概成道路の計画の変更(現道合わせ)候補路線(区間)の一覧表

	路線名	区間	区市町	延長(m)	検討主体
概-1	補助229号線	西武新宿線交差部付近	練馬	60	都
概-2	補助109号線	環状3～環状4	台東	1,310	都
概-3	補助159号線	放射3～放射2	品川	660	区
概-4	福生3・4・10号線	福生3・3・27～福生3・4・4	瑞穂	700	都
		合計		2,730	



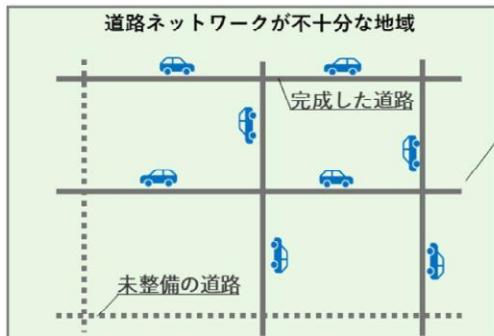
ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。



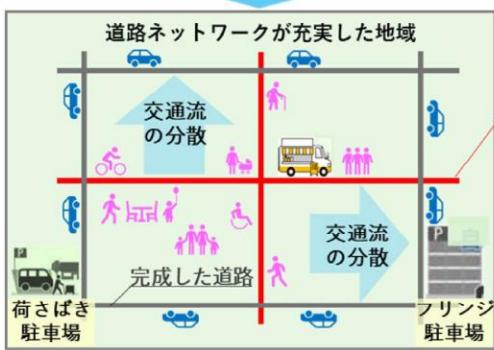
# 道路空間の再編

道路空間の再編とは、回遊性や滞在の快適性の向上などの多様化するニーズ、次世代モビリティの社会実装といった技術革新などに応じて、道路空間の再配分や幅員構成の見直しを行うことで、地域にゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す取組です。

## 道路空間の再編のイメージ



## 次世代モビリティの例

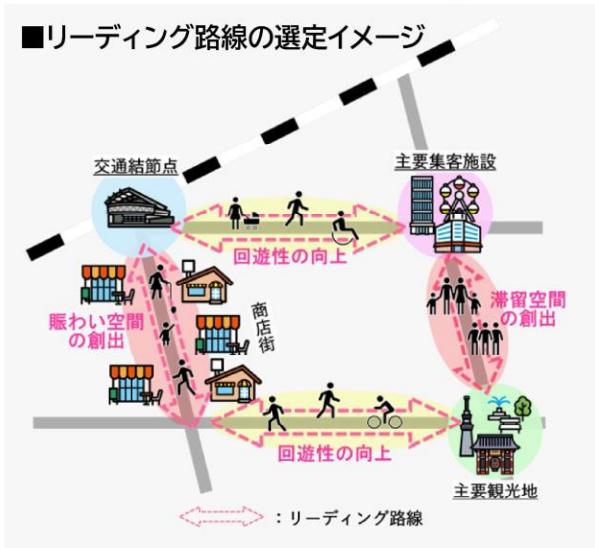


道路ネットワークの形成により自動車交通流の分散が進むことで、既存の道路において、地域のニーズなどに応じた都市空間の創出が容易になります。

## リーディング路線の選定

リーディング路線は、回遊性の向上やにぎわい・滞留空間の創出など、ウォーカブルな道路空間が求められており、かつ、道路ネットワークの整備が進んでいる地域の中から選定します。また、道路空間の再編の実施に当たっては、道路管理者と地元自治体、地域団体等との密接な連携が必要となることから、地元自治体の意向を確認しました。

### ■リーディング路線の選定イメージ



### 完成済の都市計画道路等

#### ①目指すべきまちづくりなどによる評価

##### 検討対象地域の設定

視点1  
国際都市東京の魅力向上  
ビジネス拠点/観光地/ターミナル駅

視点2  
地域のまちづくりへの貢献  
主要な駅周辺/身近な中心地

#### ウォーカブルな道路空間が求められる区間の抽出

回遊性の向上

にぎわい・滞留空間の創出

#### ②実現性による評価

道路ネットワークの  
形成状況等の確認

地元自治体の  
意向確認

### リーディング路線

整備方針  
策定後

周辺への交通影響等を確認した上、  
令和22年度までに工事着手

## ①目指すべきまちづくりなどによる評価

国際都市としての東京の魅力向上及び地域のニーズに応じたまちづくりを促進するため、完成済の都市計画道路等を対象に、回遊性の向上やにぎわい・滞留空間の創出など、ウォーカブルな道路空間が求められる路線※を抽出しました。

### 視点1 国際都市東京の魅力向上

#### 評価方法

対象地域 (いずれかに該当)	ビジネス拠点:国際ビジネス交流ゾーンに位置する中核的な拠点地区 (新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針) 観光地周辺:外国人旅行者が訪問した都内20位以内の観光地の周辺 (令和6年 国・地域別外国人旅行者行動特性調査) ターミナル駅周辺:乗降トリップ数が都内20位以内の鉄道駅の周辺 (東京都市圏パーソントリップ調査)
区間抽出 (全て該当)	回遊性向上の視点:交通結節点、主要観光地又は主要集客施設への経路 滞留空間創出の視点:幅員22m以上(歩行者空間3.5m+滞留空間2.0mの確保を想定)

### 視点2 地域のまちづくりへの貢献

#### 評価方法

対象地域	主要な駅周辺又は身近な中心地の周辺の中から区市町が選定
区間抽出	交通結節点、主要観光地又は主要集客施設への経路の中から区市町が選定

※対象路線が多車線の緊急輸送道路の場合は、4車線以上を確保することを原則としました。

## ②実現性による評価

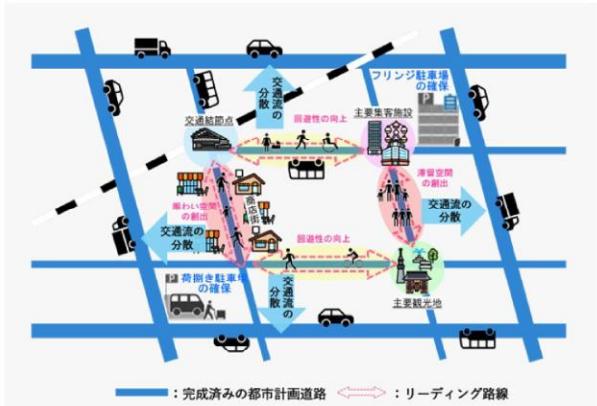
### 道路ネットワーク等の形成状況の確認

円滑な自動車交通の確保や安全で快適な歩行空間の形成に向けて、周辺道路のネットワークの形成状況や、「駐車場地域ルール」の策定が可能なエリアであるかどうかを確認しました。

#### 評価方法

(全て該当)	・原則、隣接する都市計画道路が完成又は概成 ・駐車場地域ルールが策定可能なエリア
--------	---

#### ■リーディング路線周辺の道路ネットワークの形成状況のイメージ



### 地元自治体の意向確認

地元自治体が進めるウォーカブルなまちづくりに向けた取組状況や、地元自治体の意向を確認しました。

#### 評価方法

(全て該当)	・地元自治体において、ウォーカブルなまちづくりに取り組んでいる。 例:地域のまちづくり計画等において位置付けがある。／社会実験が行われている。 ・地元自治体において、道路管理者と連携し、道路空間の再編に取り組む意向がある。
--------	---

#### ■社会実験の事例: 滞留空間の設置 (渋谷中央街)

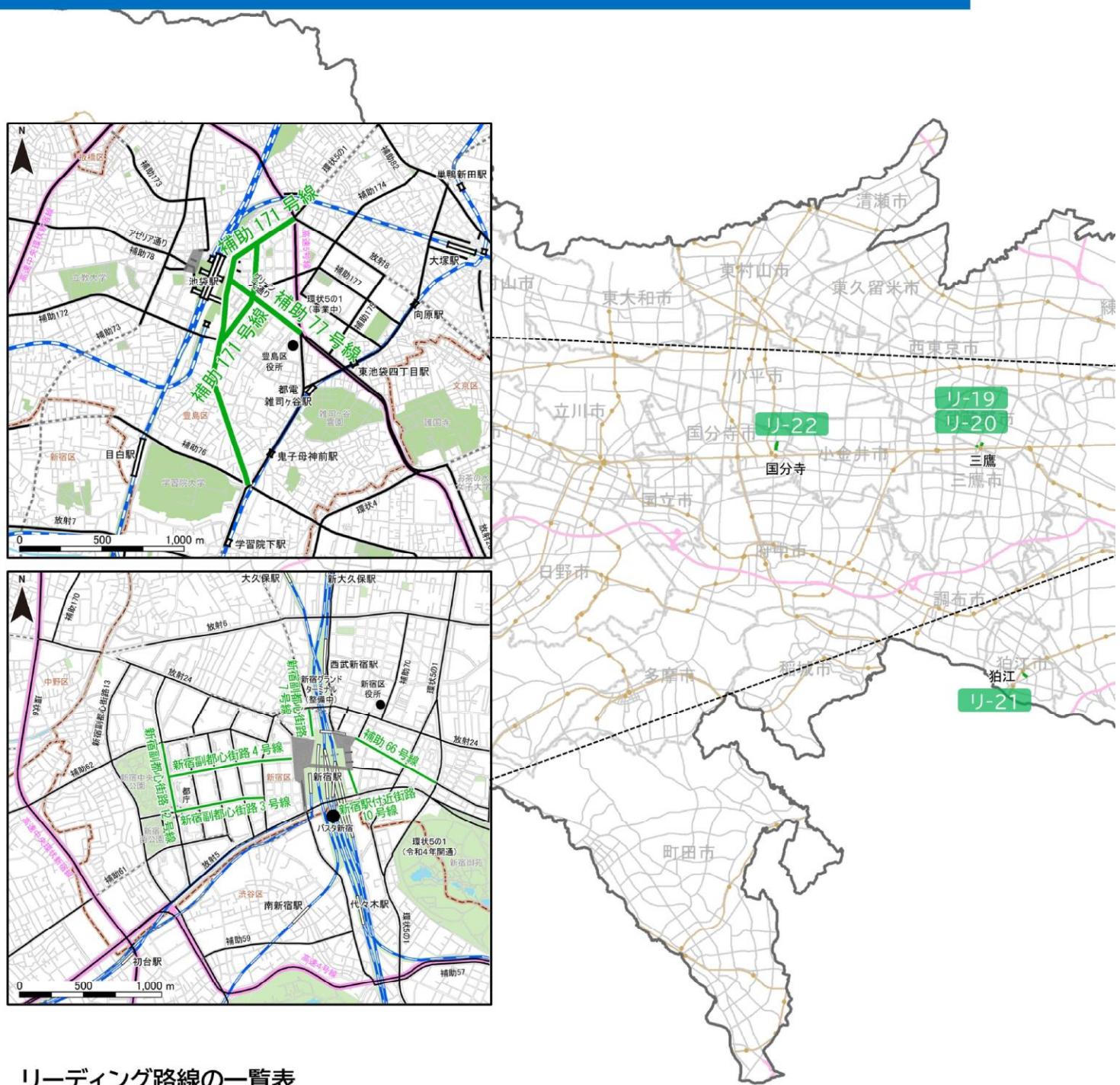


#### ■社会実験の事例: フルモール化 (新宿4号街路)



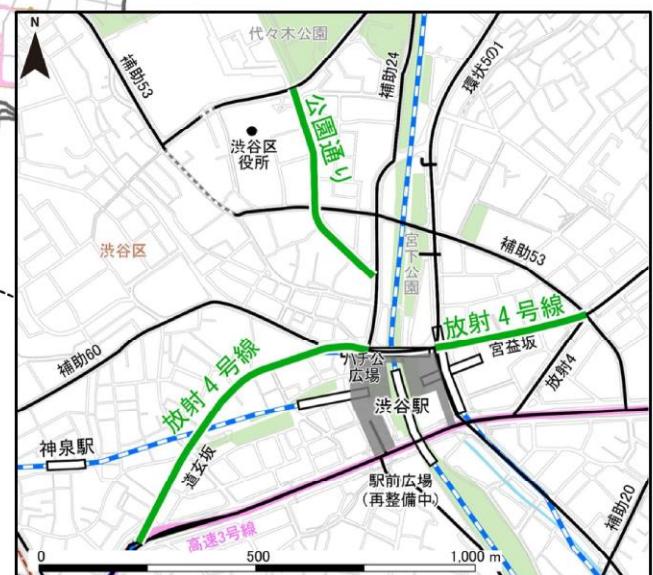
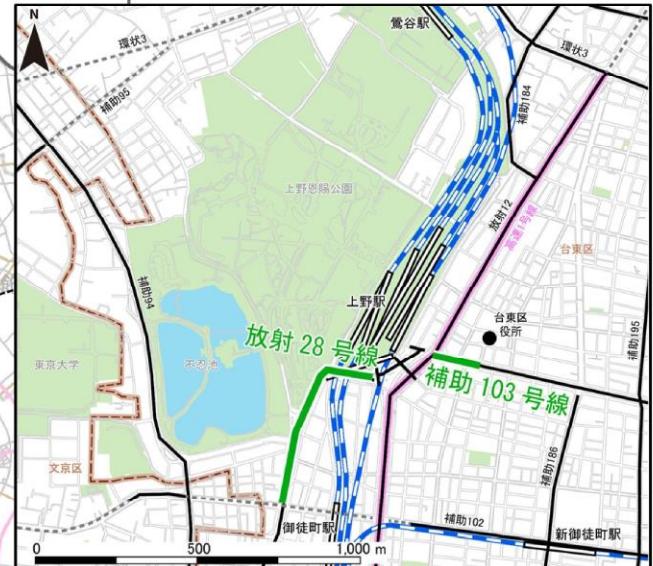
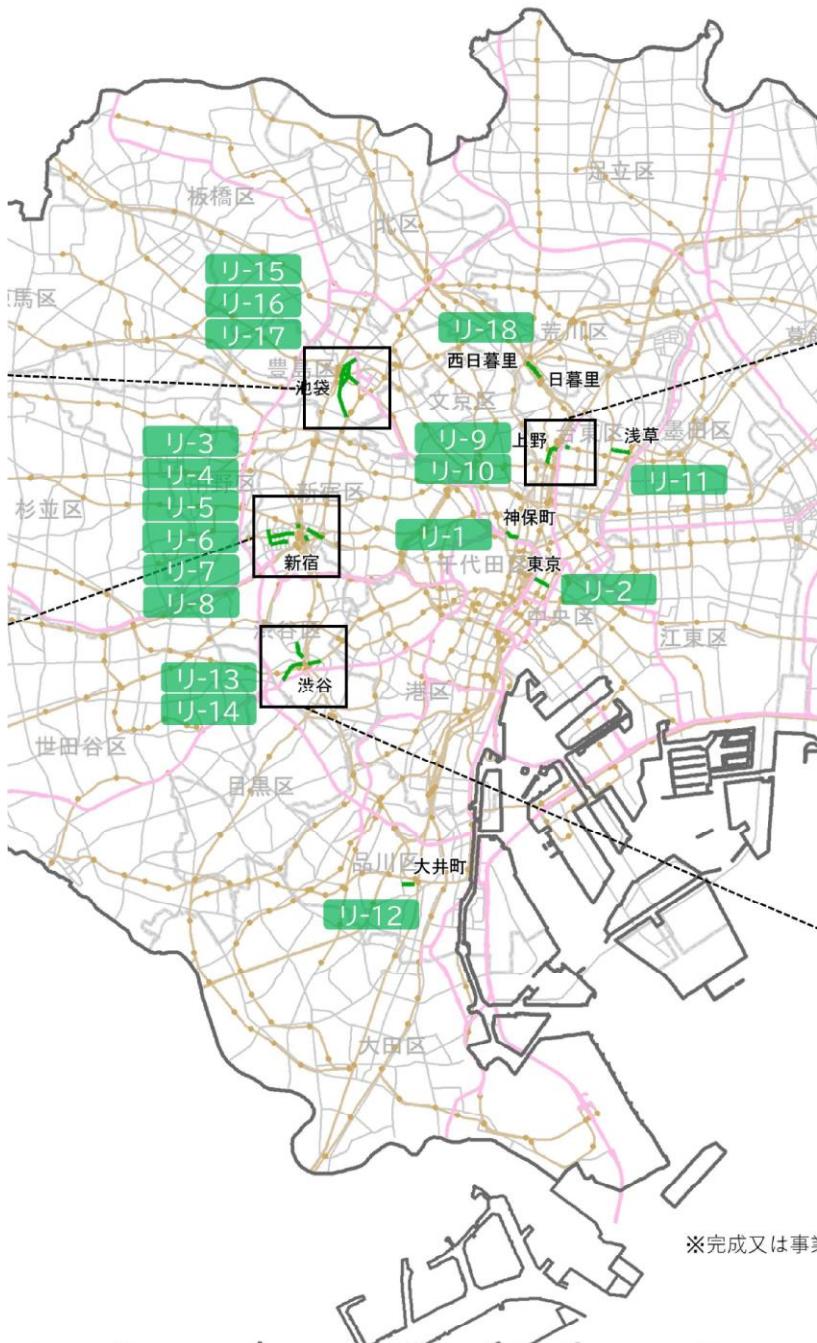
※再編を進める路線や箇所を示した写真ではありません。

# 道路空間の再編



リーディング路線の一覧表

No	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	選定の視点	視点1の地域※1	道路管理者	検討主体※2
リ-1	補助96号線	放射10～補助167	千代田	330	視点1	夕	都	都
リ-2	放射33号線	放射12～補助96	中央	440	視点1	ビ 観 夕	都	都
リ-3	補助66号線	環5の1～新宿区画街路1	新宿	430	視点1	ビ 観 夕	区	区
リ-4	新宿駅付近街路10号線	放射5～新宿区画街路1	新宿	130	視点2	—	区	区
リ-5	新宿副都心街路3号線	新宿副都心8～新宿副都心12	新宿	480	視点1	ビ 観 夕	都	都
リ-6	新宿副都心街路4号線	新宿副都心12～新宿駅西口広場	新宿	660	視点1	ビ 観 夕	都	都
リ-7	新宿副都心街路7号線	放射24～新宿駅西口広場	新宿	150	視点1	ビ 観 夕	都	都
リ-8	新宿副都心街路12号線	新宿副都心3～新宿副都心5	新宿	370	視点1	ビ 観	都	都
リ-9	放射28号線	放射8～放射12付近	台東	470	視点1	観 夕	都	都
リ-10	補助103号線	放射12付近	台東	210	視点1	観 夕	都	都
リ-11	特別区道台第78号線	放射30～補助108	台東	500	視点2	—	区	区
リ-12	補助163号線	補助163支線1～品川区画街路6	品川	360	視点2	—	区	区
リ-13	放射4号線	放射22～補助24、環状5の1～補助53	渋谷	950	視点1	ビ 観 夕	区	区



※完成又は事業中の道路を—と、概成又は未整備の道路を……と表記しています。

No	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	選定の視点	視点1の地域※1	道路管理者	検討主体※2
リ-14	特別区道第972号路線	補助24～補助155	渋谷	440	視点2	－	区	区
リ-15	補助171号線ほか3路線	環状5の1～補助76	豊島	1,790	視点1	観夕	都	区
リ-16	補助171号線	池袋駅付近街路1～池袋駅付近街路3	豊島	600	視点2	－	区	区
リ-17	補助77号線ほか1路線	環状5の1～池袋駅付近広場1	豊島	440	視点1	観夕	区	区
リ-18	荒川区道荒267号線	環状4～荒川区画街路11	荒川	500	視点2	－	区	区
リ-19	武蔵野3・4・7	武蔵野3・3・18～武蔵野3・5・19	武蔵野	80	視点2	－	市	市
リ-20	武蔵野市道第16号線	武蔵野3・3・18～武蔵野市道第129	武蔵野	130	視点2	－	市	市
リ-21	調布3・4・19	調布3・4・3～狛江駅	狛江	250	視点2	－	市	市
リ-22	国分寺市道幹5号線	国分寺3・4・5～国分寺3・4・6	国分寺	330	視点2	－	市	市
				合計	10,040			

※1 ビ：ビジネス拠点、観：観光地周辺、タ：ターミナル駅

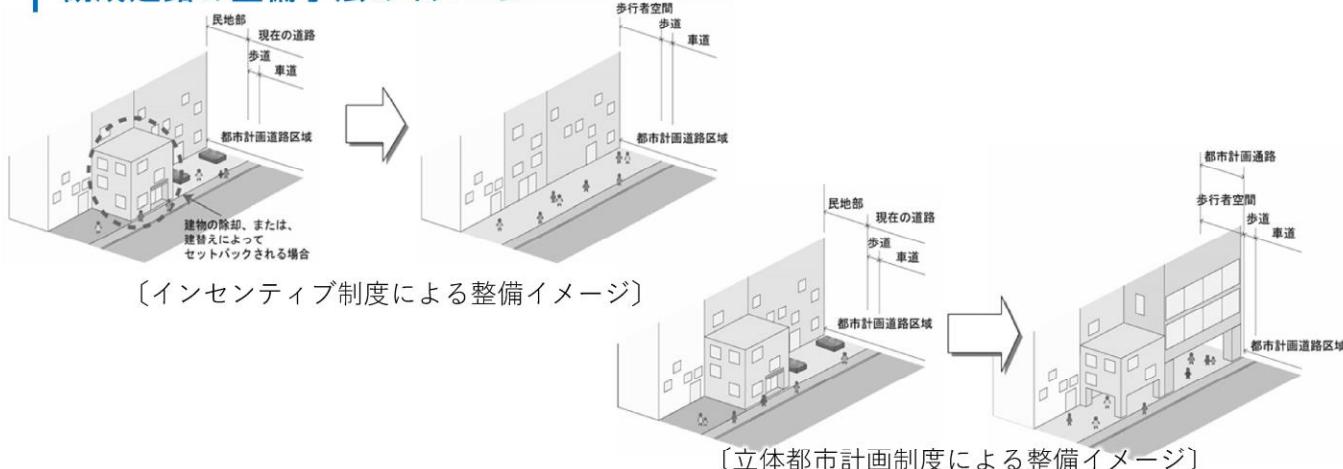
※2 検討主体は原則として、視点1は道路管理者、視点2は地元自治体としました。

# 今後の都市計画道路の検討

現在事業中の路線に加え、本整備方針で選定した約158kmの優先整備路線が完成すると、都市計画道路の完成率は約8割に達し、骨格幹線道路網がおおむね形成されます。これに首都圏三環状道路を加えた東京の骨格的な道路ネットワークが概成すると、自動車交通の偏りが解消され、これまで重交通を担っていた幹線道路においても歩道を広げることが可能となります。また、多くの人が集うターミナル駅周辺などでは、人中心の視点に立った新たなニーズが更に高まることが見込まれます。

今後は、道路に求められるニーズの多様化に対応するため、完成した幹線道路を含め、備えるべき広域的な交通機能を適宜検証するとともに、概成道路についてはその整備手法の検討などを進めます。

## 概成道路の整備手法のイメージ



## お問合せ先(令和7年12月現在)

・東京都都市整備局都市基盤部  
街路計画課 03-5388-3379

### 【特別区】

- ・千代田区環境まちづくり部  
景観・都市計画課 03-5211-3610
- ・中央区環境土木部管理調整課 03-3546-5420
- ・港区街づくり支援部土木課 03-3578-2217
- ・新宿区都市計画部都市計画課 03-5273-3547
- ・文京区都市計画部都市計画課 03-5803-1239
- ・台東区都市づくり部  
都市計画課 03-5246-1363 (内線3911)
- ・墨田区都市計画部都市計画課 03-5608-2827 (内線3909)
- ・江東区都市整備部都市計画課 03-3647-9454
- ・品川区都市環境部都市計画課 03-5742-6760
- ・目黒区都市整備部都市計画課 03-5722-9725
- ・大田区まちづくり推進部  
都市計画課 03-5744-1333
- ・世田谷区道路・交通計画部  
道路計画課 03-6432-7935
- ・渋谷区土木部企画管理課 03-3463-3114
- ・中野区都市基盤部都市計画課 03-3228-8964
- ・杉並区都市整備部土木計画課 03-3312-2111 (内線3425)
- ・豊島区都市整備部都市計画課 03-4566-2632 (内線2632)
- ・北区まちづくり部都市計画課 03-3908-9152
- ・荒川区防災都市づくり部  
都市計画課 03-3802-3111 (内線2815)
- ・板橋区都市整備部都市計画課 03-3579-2548
- ・練馬区都市整備部交通企画課 03-5984-1328
- ・足立区都市建設部都市建設課 03-3880-5160 (内線2223)
- ・葛飾区都市整備部道路建設課 03-5654-8389 (内線2572)
- ・江戸川区土木部計画調整課 03-5662-8389 (内線3253)

### 【市町】

- ・八王子市都市計画部交通企画課 042-620-7303
- ・立川市都市整備部都市計画課 042-523-2111 (内線2366)
- ・武蔵野市都市整備部  
まちづくり推進課 042-60-1872
- ・三鷹市都市再生部まちづくり推進課 042-45-1151 (内線2454)
- ・青梅市都市整備部土木課 0428-22-1111 (内線2585)
- ・府中市都市整備部計画課 042-335-4335
- ・昭島市都市計画部都市計画課 042-544-5111 (内線2262)
- ・調布市都市整備部まちづくり推進課 042-481-7587
- ・町田市道路部道路政策課 042-724-1124
- ・小金井市都市整備部都市計画課 042-387-9859
- ・小平市都市開発部道路課 042-346-9828
- ・日野市まちづくり部都市計画課 042-514-8369
- ・東村山市まちづくり部  
都市計画・住宅課 042-393-5111 (内線3712)
- ・国分寺市まちづくり部  
まちづくり計画課 042-312-8664
- ・国立市都市整備部都市計画課 042-576-2111 (内線361)
- ・福生市都市建設部まちづくり計画課 042-551-1511 (内線2813)
- ・狛江市都市建設部まちづくり推進課 03-3430-1111 (内線2543)
- ・東大和市まちづくり部都市づくり課 042-563-2111 (内線1255)
- ・清瀬市都市整備部都市計画課 042-492-5111 (内線3214)
- ・東久留米市都市建設部道路計画課 042-470-7777 (内線2715)
- ・武蔵村山市都市整備部都市計画課 042-565-1111 (内線272)
- ・多摩市都市整備部都市計画課 042-338-6856
- ・稲城市都市建設部まちづくり計画課 042-378-2111 (内線322)
- ・羽村市まちづくり部都市計画課 042-555-1111 (内線287)
- ・あきる野市都市整備部交通政策課 042-558-1111 (内線2742)
- ・西東京市まちづくり部都市計画課 042-438-4050
- ・瑞穂町都市整備部都市計画課 042-557-0599
- ・日の出町まちづくり課 042-588-5114